

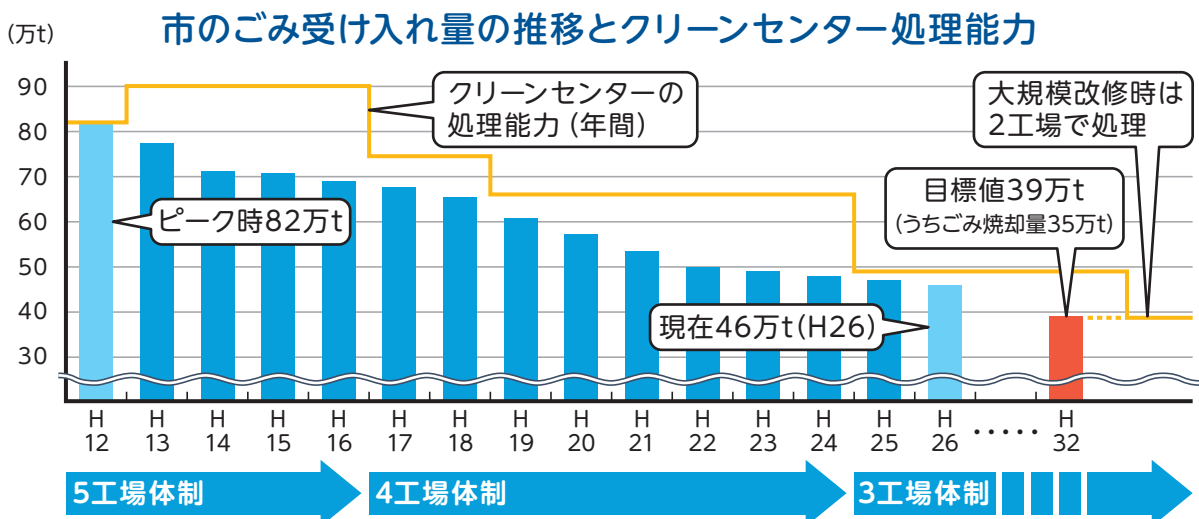
# ごみ半減をめざす 「しまつのこころ条例※」により 事業所から出るごみの 分別ルールが変わりました!

※「京都市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の愛称

産業廃棄物（缶・びん・ペットボトル、プラスチック類、金属類等）など、従前からクリーンセンターへの搬入を禁止している品目に加え、

**新聞・ダンボール・  
雑がみ（雑誌、OA用紙、…）など、  
リサイクル可能な全ての紙類  
の分別が義務化されました。**

## 分別ルールを強化する理由



京都市のごみ量は、市民・事業者の皆様のご理解とご協力により、ピーク時の82万トン（平成12年度）から46万トン（平成26年度）と4割以上削減でき、その結果、かつて5工場あったクリーンセンターを3工場まで縮小するなど、環境負荷の低減と年間106億円もの大幅なコストを削減することができています。

このクリーンセンターをできるだけ長く使っていくためには、定期的なメンテナンスと、約20年間使用した後に大規模な改修が必要となりますが、一つの工場が大規模改修工事を行っている約2年間については、市全体のごみを2つの工場（処理能力：年間39万トン、うちごみ焼却量35万トン）で処理しなければならず、ごみの減量を一層加速させる必要があります。

## ◆紙ごみの分別の義務化

- ごみ半減をめざす「しまつのこころ条例」により、**リサイクル可能な全ての紙類について、排出事業者による分別が義務化**されました。
- 紙類の分別方法や出し方については、現在ごみの収集等の取引をされている業者の方等とご相談のうえ、適切にリサイクルされるよう対応をお願いします。

### リサイクル可能な紙類

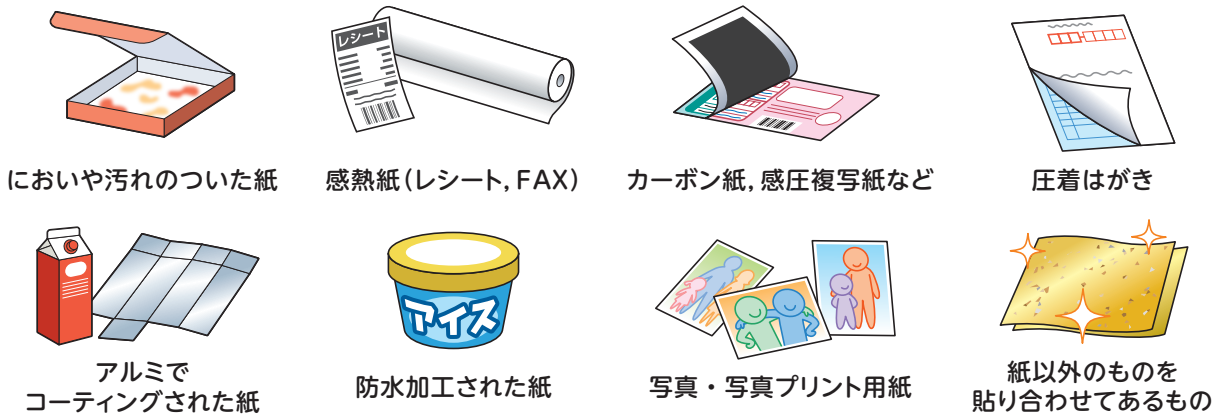


義務に違反すると、改善勧告や命令、事業者名の公表をすることがあります。

※ 回収時の分け方や出し方については、回収業者と相談しましょう。(例)チラシ、紙箱、封筒、はがき、紙製包装紙は、紙袋と一緒にに入れて出す など

### リサイクルできない紙類(禁忌品)

これらのものは、リサイクルへの悪影響が大きいので、**リサイクル可能な紙類には入れないでください。**



事業所から出たごみを家庭ごみとして出すことはできません。また、無許可の業者に処理を委託することは廃棄物処理法に違反する行為です。京都市から許可を受けた業者に依頼するか、ご自身で市のクリーンセンターへ持ち込んでください。

一般廃棄物収集運搬に関する  
お問い合わせ先

京都環境事業協同組合 TEL: 075-691-5516

この印刷物は、不要になりましたら「雑がみ」としてリサイクルできます。

京都市環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課

〒604-0924 京都市中京区河原町二条下る一之船入町384 ヤサカ河原町ビル8階  
TEL: 075-213-4930 FAX: 075-213-0453 平成28年4月発行 京都市印刷物 第284050号

